

記者発表資料
平成21年9月9日
横浜市公立大学法人評価委員会
委員長 川村恒明
横浜市公立大学法人評価委員会事務局
(都市経営局大学調整課内)
大学調整課担当課長 渡邊孝之
TEL 671-4271

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

“法人化後4年目の評価結果”

平成20年度公立大学法人横浜市立大学の業務の 実績に関する評価結果を公表します

公立大学法人横浜市立大学は、市が示した中期目標の達成に向けて、市が設置するにふさわしい大学として、市民が誇りうる、市民に貢献する大学となることを目指し、「教育重視・学生中心・地域貢献」という基本方針を掲げて大学改革を推進しています。

地方独立行政法人法に基づき、市長の附属機関として設置した横浜市公立大学法人評価委員会は、法人の各事業年度における業務の実績等を評価し、市長に報告します。

このたび法人化後4年目にあたる平成20年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果を取りまとめましたので公表します。

【今回の評価結果（全体評価から抜粋）】

一部の項目について改善の進捗の遅れが見受けられたこと、奨学寄付金の執行等に関する不適切な処理が明らかになったことなどの課題もあったが、多くの教職員の努力により中期計画の達成に向けた年度計画が全体的には着実に実施されていると認められる。

しかし、第1期中期目標・計画期間も残り2年を切り、項目によって計画達成状況に相当のひらきが出つつあることも事実であり、法人として今後重点的に取組むべき課題、あるいは次期中期目標・計画期間との連続性のなかで達成を目指すべき課題など、課題の選択とその選択に基づく具体的取組の進め方について、さらに方向性を明らかにされることを期待したい。

※ 詳細な評価結果については別添「平成20年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果」とおり

【参考（評価委員会の概要）】

■目的

公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価等を行うため設置(平成16年12月24日)

■評価委員会の主な事務

1. 各事業年度における業務実績についての評価
2. 中期目標期間における業務実績についての評価 など

(裏面あり)

■委員構成

	氏名	役職等
委員長	川村恒明	神奈川芸術文化財団理事長
委員	蟻川芳子	日本女子大学学長
	岸 勲	日本公認会計士協会神奈川県会相談役
	桐野高明	国立国際医療センター総長
	山上 晃	横浜商工会議所顧問

■根拠条文（地方独立行政法人法より抜粋）

（地方独立行政法人評価委員会）

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第二十八条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を**設立団体の長に報告**するとともに、**公表**しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

■開催状況

1. 第23回横浜市公立大学法人評価委員会（平成21年5月1日開催）
2. 鶴見キャンパス視察（平成21年6月30日開催）
3. 第24回横浜市公立大学法人評価委員会（平成21年7月13日開催）
4. 第25回横浜市公立大学法人評価委員会（平成21年8月3日開催）
5. 第26回横浜市公立大学法人評価委員会（平成21年8月24日開催）